## 風水害「2-6-37] 火災・事故「2-6-37] 震災「2-8-37]

## 災害時におけるドローンを使用した支援活動に関する協定

宇部市(以下「甲」という。)と山口県産業ドローン協会(以下「乙」という。)は、宇部市内に地震、風水害その他の災害が発生した場合(以下「災害時」という。)における被災現場等での支援活動について、次のとおり協定を締結する。

#### (目的)

第1条 この協定は、災害時において、甲の要請に基づき、乙の会員(以下「会員」という。) がドローン(航空法(昭和27年法律第231号)第2条第22項に規定する無人航空機 をいう。以下同じ。)を使用して実施する支援活動(以下単に「支援活動」という。)につ いて、必要な事項を定める。

#### (要請)

- 第2条 甲は、災害時において、支援活動を必要とするときは、ドローンを使用した支援活動要請書(様式第1号。以下「要請書」という。)により、乙に支援活動を要請するものとする。
- 2 前項の場合において、甲が要請書により要請する暇がないときは、乙に対し口頭により 要請することができる。ただし、甲は、当該口頭での要請後、速やかに要請書を乙に提出 するものとする。

#### (支援活動の内容)

- 第3条 支援活動の内容は、次の各号に掲げるとおりとする。
  - (1) 災害発生現場等の被災状況等の把握
  - (2) 被災者の捜索
  - (3) 物資の運搬
  - (4) その他甲乙双方で協議の整った事項

#### (実施方針)

- 第4条 乙は、第2条第1項の規定により甲から支援活動の要請を受けたときは、やむを得ない事由がある場合を除き、速やかに当該要請を実施するための措置を行い、会員を甲が指示する場所に派遣するものとする。
- 2 会員は、甲の指揮、監督に従い、支援活動を実施するものとする。
- 3 会員は、支援活動の実施に当たり、航空法、労働安全衛生法(昭和47年6月8日法律 第57号)その他関係法令を遵守し、二次災害の防止に努めるものとする。
- 4 乙は、支援活動が完了したときは、ドローンを使用した支援活動実施報告書(様式第2号)により、速やかに甲に対し報告するものとする。

#### (費用負担)

- 第5条 会員が支援活動の実施に要した費用は、甲が負担するものとする。
- 2 前項の費用の算出については、甲及び会員が協議して決定する。

#### (事故)

第6条 乙は支援活動にあたり事故があったときは、事故報告書(様式第3号)により、速 やかに甲に対し報告するものとする。

#### (損害の負担)

第7条 支援活動の実施について生じた損害は乙の負担とする。ただし、その損害の発生が 甲の責めに帰すべき理由に寄る場合は、この限りではない。 2 乙は、支援活動の実施に当たり第三者に損害を与えたときは、その損害を補償しなければならない。ただし、その損害の発生が甲の責めに帰すべき理由に寄る場合は、この限りではない。

#### (損害補償)

第8条 この協定に基づき、会員が実施する支援活動に従事した者(以下、「従事者」という。)が支援活動において負傷若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合の災害補償については、原則として、従事者の使用者の責任において行うものとする。

## (連絡先等の報告)

第9条 甲及び乙は、協定の締結後、連絡先、連絡責任者及び連絡担当者を定め、相互に報告するものとする。報告の内容に変更があったときも同様とする。

## (人員の編成等の報告)

第10条 乙は、協定の締結後、支援活動に係る人員の編成及びドローンの数量について、 甲に報告するものとする。報告の内容に変更があったときも同様とする。

## (協議)

第11条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度 甲乙協議して定めるものとする。

#### (有効期間)

第12条 この協定の有効期間は、協定締結の日から令和2年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の1月前までに甲又は乙から別段の申出がないときは、有効期間満了の翌日から起算して1年間延長するものとし、以後同様とする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

令和元年10月30日

- 甲 宇部市常盤町一丁目7番1号 宇部市長 久保田 后子
- 乙 岩国市室の木町4丁目84-1 山口県産業ドローン協会 会 長 藤井 光秀

山口県産業ドローン協会会長 様

宇部市長 (担当者 ) TEL

ドローンを使用した支援活動要請書

災害時におけるドローンを使用した支援活動に関する協定第2条第1項の規定に基づき、次のとおりドローンを使用した支援活動を要請する。

- 1 要請する支援活動の内容
- 2 支援活動の期間(予定)

3 その他

宇部市長 様

山口県産業ドローン協会会長

# ドローンを使用した支援活動実施報告書

- 1 支援活動の実施日及び活動内容
- 2 支援活動を実施した会員名及び連絡先
- 3 使用したドローンの台数及び人員の氏名
- 4 その他

年 月 日

宇部市長 様

山口県産業ドローン協会会長

# 事故報告書

年 月 日から 年 月 日までにおける災害時の $\bigcirc$ ○に係る業務において、別紙のとおり事故が発生したので報告します。

# 傷 病・死 亡 者 の 状 況

氏	名							性	別		男	· 女	年齢			歳
住	所															
職	種							勤和	务先							
傷病	名					程		重傷・中等症・軽症								
外来•	入院	t	(年	診療图	機関											
受傷	(発	病)	日時			年	,	月	日	午ī	前•	午後	時	Ť.	分	
受傷(発病)場所																
死	亡	原	因													
死	亡	日	時			年	,	月	日	午ī	前·	午後	時	Ê	分	
死	亡	場	所													
受	死															
傷																
• 発																
病	亡															
眊	ŧ															
T.	)															
状																
迈	2															